

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第20号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後																							
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）																							
1・2 [略]		1・2 [略]																							
3 花巻市		3 花巻市																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際 交流室及び企業立地総合支援室の室長 に限る。） 所長（市民生活総合相談 センターの所長に限る。） 総務課の 課長補佐（法規の事務を担当する者に 限る。）及び法規文書係長 人事課の 課長補佐及び意識改革推進係長 管財 課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐 及び秘書係長 財政課の課長補佐及び 財政係長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>華の 苑</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>文化 会館</td> <td>館長</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際 交流室及び企業立地総合支援室の室長 に限る。） 所長（市民生活総合相談 センターの所長に限る。） 総務課の 課長補佐（法規の事務を担当する者に 限る。）及び法規文書係長 人事課の 課長補佐及び意識改革推進係長 管財 課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐 及び秘書係長 財政課の課長補佐及び 財政係長	[略]		華の 苑	[略]	文化 会館	館長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際 交流室及び企業立地総合支援室の室長 に限る。） 所長（市民生活総合相談 センターの所長に限る。） 総務課の 課長補佐（法規の事務を担当する者に 限る。）及び法規文書係長 人事課の 課長補佐、意識改革推進係長及び給与 厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政 策課の課長補佐（秘書の事務を担当す る者に限る。）及び秘書係長 企画調 整課の課長補佐 財政課の課長補佐及 び財政係長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>華の 苑</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際 交流室及び企業立地総合支援室の室長 に限る。） 所長（市民生活総合相談 センターの所長に限る。） 総務課の 課長補佐（法規の事務を担当する者に 限る。）及び法規文書係長 人事課の 課長補佐、意識改革推進係長及び給与 厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政 策課の課長補佐（秘書の事務を担当す る者に限る。）及び秘書係長 企画調 整課の課長補佐 財政課の課長補佐及 び財政係長	[略]		華の 苑	[略]
組 織	職 員																								
[略]																									
市長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際 交流室及び企業立地総合支援室の室長 に限る。） 所長（市民生活総合相談 センターの所長に限る。） 総務課の 課長補佐（法規の事務を担当する者に 限る。）及び法規文書係長 人事課の 課長補佐及び意識改革推進係長 管財 課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐 及び秘書係長 財政課の課長補佐及び 財政係長																								
[略]																									
華の 苑	[略]																								
文化 会館	館長																								
組 織	職 員																								
[略]																									
市長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際 交流室及び企業立地総合支援室の室長 に限る。） 所長（市民生活総合相談 センターの所長に限る。） 総務課の 課長補佐（法規の事務を担当する者に 限る。）及び法規文書係長 人事課の 課長補佐、意識改革推進係長及び給与 厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政 策課の課長補佐（秘書の事務を担当す る者に限る。）及び秘書係長 企画調 整課の課長補佐 財政課の課長補佐及 び財政係長																								
[略]																									
華の 苑	[略]																								
教育委 員会の 事務局 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育 園</td> <td>園長（南城保育園、西公園保育園、日 居城野保育園、湯本保育園及び湯口保 育園の園長に限る。）</td> </tr> <tr> <td>小学 校及 び中 学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>所長（花巻学校給食共同調理場及び南</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		保育 園	園長（南城保育園、西公園保育園、日 居城野保育園、湯本保育園及び湯口保 育園の園長に限る。）	小学 校及 び中 学校	[略]	学校	所長（花巻学校給食共同調理場及び南	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育 園</td> <td>園長（西公園保育園、日居城野保育園 及び湯口保育園の園長に限る。）</td> </tr> <tr> <td>小学 校及 び中 学校</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職 員	[略]		保育 園	園長（西公園保育園、日居城野保育園 及び湯口保育園の園長に限る。）	小学 校及 び中 学校	[略]					
組 織	職 員																								
[略]																									
保育 園	園長（南城保育園、西公園保育園、日 居城野保育園、湯本保育園及び湯口保 育園の園長に限る。）																								
小学 校及 び中 学校	[略]																								
学校	所長（花巻学校給食共同調理場及び南																								
組 織	職 員																								
[略]																									
保育 園	園長（西公園保育園、日居城野保育園 及び湯口保育園の園長に限る。）																								
小学 校及 び中 学校	[略]																								

給食 共同 調理 場	城学校給食共同調理場の所長に限る。 )
給食 セン ター	所長
[略]	

4～6 [略]

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 参事 会計管理者 部次長 副 参事 課長 室長 <u>政策推進監</u> <u>秘書 広報課の課長補佐及び秘書係長</u> 職員 課の課長補佐（人事給与の事務を担当 する者に限る。）及び人事給与係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、行革推 進係長及び管財係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 部長 部次長 課長 教育総 務課の庶務係長 学校教育課の課長補 佐（人事の事務を担当する者に限る。 ）
	[略]	
[略]		

8・9 [略]

10 二戸市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 <u>主幹</u>	
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室 長（総務課財産管理室及び収納室の室 長に限る。） <u>所長（情報管理センタ ー及びコミュニティセンターの所長に 限る。）</u> <u>主幹（子育て支援グループ 及び国保医療グループの主幹に限る。 ）</u> 総務課の人事給与副主幹及び総務 課財産管理室の管財車両主査 財政課 の副主幹及び <u>主査</u>

学校 給食 セン ター	所長（ <u>花巻学校給食センター、南城学 校給食センター、石鳥谷学校給食セン ター及び東和学校給食センターの所長 に限る。）</u>	
[略]		

4～6 [略]

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 参事 <u>技監</u> 会計管理者 部次 長 副参事 課長 室長 <u>監</u> <u>秘書室 の室長補佐及び秘書主任主査</u> 職員課 の課長補佐（人事給与の事務を担当す る者に限る。）及び人事給与係長 総 務課の課長補佐及び法規文書係長 財 政課の課長補佐、財政係長、行革推 進係長及び管財係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育長 部長 部次長 課長 <u>監</u> 教 育総務課の庶務係長 学校教育課の課 長補佐（人事の事務を担当する者に限 る。）
	[略]	
[略]		

8・9 [略]

10 二戸市

組 織	職 員	
議会の事務局	事務局長 <u>事務局次長</u>	
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 室 長（ <u>財政課財産管理室の室長に限る。</u> ） <u>政策推進課の主査</u> 総務課の副主 幹（人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。） 財政課の副主幹及 び <u>財政課財産管理室の副主幹</u>

	[略]
教育委員会 の 事務局 等	事務局 教育長 <u>教育次長</u> 課長
	[略]
[略]	

11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務局 局	[略]
	保育 所 所長（田原保育所、稲瀬保育所及び前 沢保育所の所長に限る。）
	[略]
教育委 員会 の 事務局 等	[略]
	小学 校及 び中 学校
	[略]
[略]	

13～15 [略]

16 滝沢村

組 織	職 員
[略]	
村長の事務局 局	会計管理者 部長 課長
[略]	

17～19 [略]

20 金ヶ崎町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務局 局	会計管理者 課長 総合政策課の課長 補佐（人事、給与又はサービスの事務を担当する者に限る。）
	保健 医療 セン 所長

	[略]
教育委員会 の 事務局 等	事務局 教育長 <u>部長</u> 課長 <u>主幹</u>
	[略]
[略]	

11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務局 局	[略]
	保育 所 所長（田原保育所、江刺南保育所、稲 瀬保育所及び前沢保育所の所長に限る 。）
	[略]
教育委 員会 の 事務局 等	[略]
	小学 校及 び中 学校
	[略]
	幼稚 園 <u>園長（佐倉河幼稚園の園長に限る。）</u>
[略]	

13～15 [略]

16 滝沢村

組 織	職 員
[略]	
村長の事務局 局	会計管理者 部長 課長 <u>室長</u>
[略]	

17～19 [略]

20 金ヶ崎町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務局 局	会計管理者 <u>参事</u> 課長 総合政策課 の課長補佐（人事、給与又はサービスの事 務を担当する者に限る。）
	保健 医療 セン 所長 <u>副所長</u> <u>科長</u> <u>事務長</u>

	ター
[略]	

21～33 [略]

別表第3 広域連合（第2条関係）

1・2 [略]

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長 の事務部局	会計管理者 事務局長 総務課長

	ター
[略]	

21～33 [略]

別表第3 広域連合（第2条関係）

1・2 [略]

3 岩手県後期高齢者医療広域連合

組 織	職 員
広域連合の長 の事務部局	会計管理者 事務局長 <u>事務局次長</u> 総務課長

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。